平成２８年（フ）第７６７号
仙台市青葉区台原１丁目２番13―403号
債務者　加藤貴美子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６９号
仙台市青葉区北山２丁目３番27号　早坂アパート11
債務者　面来　利子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地15　ミユキハイツ市毛105号
債務者　二川加代子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３６６号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2070番地３
債務者　愛田　奈奈
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２２９号
茨城県土浦市真鍋２丁目４番36―202号　サンフル真鍋、前住所茨城県かすみがうら市中佐谷252番地
債務者　久保田　寛
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５５号
茨城県つくば市みどりの中央19番地10
債務者　田中　康夫
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
茨城県土浦市蓮河原新町７番３号　メゾンドクレール101、前住所茨城県土浦市中央２丁目15番５―303号　セントラルハイツ
債務者　川端　康廣
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
群馬県みどり市大間々町大間々2003番地６　スクエアパークアパートメントⅡ505号
債務者　石関　勝一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１３５号
千葉県君津市宮下２丁目１番10号
債務者　近藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４９号
千葉県君津市外箕輪１丁目１番24号
債務者　壇　　善博
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４０６号
新潟県五泉市寺沢４丁目１番53号　嵐清荘７号室、前住所新潟県五泉市上木越甲1013番地１
債務者　西村　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４４号
金沢市田上町イ50番地
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５２号
石川県白山市八ツ矢町501　エスポワール白山108、住民票上の住所金沢市元町１丁目11番23号
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
長野県諏訪市大字四賀2144番地２　のぞみハイツＢ201号
債務者　森　かなえ
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８３号
岐阜県可児市川合304番地２
債務者　長屋　宏弥
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５１号
岐阜県高山市桐生町１丁目154番地　挟土住宅１号
債務者　溝尻　和貴
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
静岡県賀茂郡河津町笹原１番地の２
債務者　鈴木ふくみ
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
静岡地方裁判所下田支部